# 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第46号)

### 【長崎市独自基準】

- ・施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・特別養護老人ホームの「居室定員」の緩和
- ・施設サービスの「取扱方針」に身体的拘束の記録の市への報告を追加
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・暴力団員等排除を追加(平成 25 年 12 月 25 日施行)

厚生労働省令	長崎市条例

#### (基本方針)

第二条(略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結 び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の 福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス 又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### (設備の基準)

## 第十一条(略)

2・3 (略)

- 4 前項の各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
  - 一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの 提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(基本方針)

第2条(略)

2 • 3 (略)

び付きを重視した運営を行い、本市、地域包括支援センター(介護保険法(平 成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援セ ンターをいう。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業 を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 接な連携に努めなければならない。

(設備の基準)

第10条(略)

2 • 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次のとおりとする。
  - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの 提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮し ていると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。

厚生労働省令	長崎市条例
<u>ロ</u> ~ <u>チ</u> (略)	<u>イ</u> ~ <u>ク</u> (略)
二~九(略)	(2)~(9) (略)
5・6 (略)	5 • 6 (略)
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第十五条(略)	第15条(略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、	5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、
その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ	その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ
ばならない。	ばならない。
(新設)	6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る
	<u>内容を報告しなければならない。</u>
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第二十六条(略)	第26条(略)
2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中	2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中
毒が発生し、又はまん延しないよう <u>に、次の各号に</u> 掲げる措置を講じなけれ	毒が発生し、又はまん延しないよう <u>次に</u> 掲げる措置を講じなければならな
ばならない。	l' <sub>o</sub>
ー 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延	(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延
の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催す	の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催す
るとともに、その結果について <u>、介護職員その他の職員に周知徹底を図る</u>	るとともに、その結果について <u>職員に周知徹底すること。</u>
<u>こと。</u>	
二~四(略)	(2)~(4) (略)
	(# ± ± A)
(基本方針)	(基本方針)
第三十三条(略)	第33条(略)
2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運	│2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運 │

### 厚生労働省令

営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者そ の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。

(サービスの取扱方針)

第三十六条 (略)

2~6(略)

フ ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様 | フ ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。

(新設)

8 (略)

(設備の基準)

第五十五条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

### 一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの 提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

#### 長崎市条例

営を行い、本市、地域包括支援センター、老人の福祉を増進することを目的 とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す る者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの取扱方針)

第36条(略)

2~6(略)

- 及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録 しなければならない。
- 8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る 内容を報告しなければならない。

(設備の基準)

第44条(略)

2 • 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次のとおりとする。
  - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの 提供上必要と認められる場合は2人と、入所者のプライバシーに配慮し ていると認められる場合は2人以上4人以下とすることができる。

改正前	改正後
(施設長の責務)	(施設長の責務)
第23条(略)	第23条(略)
2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条	2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条
から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものと	から第31条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うも
する。	のとする。
(新設)	(暴力団員等の排除) 第31条の2 特別養護老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力 団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員 又は暴力団関係者(次項において「暴力団員等」という。)であってはなら ない。 2 特別養護老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴 力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。